

## 群馬大学情報学部国際交流委員会内規

令和3年4月1日 制定

### (趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学情報学部常置委員会に関する規程第1条第2項の規定に基づき、国際交流委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 外国の大学等との交流に関すること。
- (2) 外国からの教員，研究員，学生等の受入に関すること。
- (3) 外国の大学等への教職員及び学生の派遣に関すること。
- (4) その他国際交流に関すること。

### (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長が指名し、教授会の承認を得た委員長 1人
- (2) 教授会で選出された教員 4人
- 2 学部長が必要と認めたときは、前項以外の者を加えることができる。

### (任 期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

### (会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

### (事 務)

第8条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。